

#### 許可基準第14条 「中小企業の効率化」

条例第6条第9号及び条例第8条第11号に規定する「既存の中小企業の事業活動の効率化を図るための建築物又は第一種特定工作物」とは、次に掲げる要件のすべてに該当するものをいう。

- (1) 申請者は、市街化調整区域に編入される前から当該事業を営む中小企業（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条に規定する中小企業者をいう。）であること。
- (2) 申請地は、次のいずれにも該当していること。
  - ア 原則として既存の事業所用地に隣接する土地であること。
  - イ 市街化調整区域に編入された時の事業所用地の面積と同程度以下であること。
- (3) 申請に係る予定建築物等は、次のいずれにも該当するものであること。
  - ア 既存の事業所の施設と密接不可分の関係にあり、かつ、自己の業務用のものであること。
  - イ 周辺の土地利用及び環境と調和のとれたものであること。
- (4) 申請に係る予定建築物の建築（移転を含む。）等について、社会通念に照らしやむを得ないと認められる合理的事情が存すること。

注1 本許可基準により敷地拡張された事業所を条例第6条第7号又は条例第8条第7号により更に拡大することは認められない。

2 「周辺の土地利用及び環境と調和のとれたものであること。」については、原則として隣接地の所有者及び周辺の居住者等の建築同意が得られるものであること。

3 移転跡地が同種の事業所として利用される場合にあつては、当該移転の必要性は通常認められない。